⑧　運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

⑨　交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間連続運転等による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明すること等により理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

⑩　健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる。

⑵　一般貸切旅客自動車運送事業者における指導及び監督の内容

一般貸切旅客自動車運送事業者は、⑴に掲げる内容に加え、次の指導及び監督を実施する。

①　安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

②　ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転

運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告があった場合、運輸規則第３条第１項の苦情の申出のうち当該貸切バスの運転に係るものがあった場合又は同規則第25条第１項第７号の事故が発生した場合には、これらの場合についてドライブレコーダーの記録により加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の遵守状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う。

③　ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有

ドライブレコーダーの記録のうち②の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努める。

第１章２⑶から⑾までを削る。

第１章３⑶中「である。」の下に「この場合において、貸切バスの運転者については、指導及び監督の実施後、速やかに、ドライブレコーダーの記録又は添乗その他の適切な方法により指導及び監督の内容に係る当該運転者の習得の程度を確認し、必要に応じて指導及び監督を行うこととする。」を加える。

第２章柱書き中「運輸規則第37条第１項」を「同規則第37条第１項」に改め、「書面を運転者台帳に添付する」の下に「とともに、貸切バスの運転者に対してドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した場合にあっては、その記録を営業所において３年間保存する」を加える。

第２章２⑴の表②の項中「理解させる。」の下に「この場合において、貸切バスの運転者にあっては、交通事故時のドライブレコーダーの記録を利用して指導する。」を加え、同表中⑥の項を⑦の項とし、同項の前に次のように加える。

⑥　ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 貸切バスの運転者にあっては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、是正のために必要な指導を行う。

第２章２⑴の表時間の欄中「⑥については」を「⑦については」に、「①から⑤までについて合計６時間以上、⑥について」を「①から⑥までについて合計10時間以上、⑦について」に改める。

第２章２⑵の表中⑥の項を⑦の項とし、同項の前に次のように加える。

⑥　ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 貸切バスの運転者にあっては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて是正のために必要な指導を行う。

第２章２⑵の表時間の欄中「⑥については」を「⑦については」に、「①から⑤までについて合計６時間以上、⑥について」を「①から⑥までについて合計10時間以上、⑦について」に改める。

第２章２⑶中「及び⑥」を「、⑥及び⑦」に、「⑥について20時間以上」を「⑦について20時間以上」に改める。

第２章３中⑶を⑷とし、⑵の次に次を加える。

⑶　ドライブレコーダーの記録等を利用した指導の効果の確認

一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、指導の実効性を確保するため、特別な指導の実施後、速やかに、ドライブレコーダーの記録又は添乗その他の適切な方法により、特別な指導の内容に係る運転者の習得の程度を把握し、必要に応じて指導を行うこととする。

附　則

（施行期日）

１　この告示中、第１条の規定は、平成二十八年十二月一日から、第二条の規定は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（経過措置）

２　第一条又は第二条の規定の施行の際現に開始している特別な指導については、これらの規定による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章の規定にかかわらず、それぞれなお従前の例によることができる。

３　第二条の規定の施行の日前に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第一項の規定による登録を受けた自動車にドライブレコーダーが備え付けられていない場合の当該自動車の運転者に対する一般的な指導及び監督又は特別な指導については、第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の規定にかかわらず、平成三十二年十二月三十日までの間、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第五十四号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十七日　　海上保安庁長官　中島　敏

分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示

分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表14の３の表を次のように改める。

14の３　ＢＯＲＮＨＯＬＭＳＧＡＴ海域分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
１　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯55度12・53分東経14度18・95分の地点	ホからカまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とカに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯55度14・19分東経14度15・22分の地点	陸岸と分離通航帯の北西側の境界線との間の海面のうちヨに掲げる地点からタに掲げる地点に引いた線とレに掲げる地点からソに掲げる地点に引いた線との間の海面及び陸岸と分離通航帯の南東側の境界線との間の